

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

都留市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務において使用する特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利及び利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他のリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利及び利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山梨県都留市長

公表日

令和8年3月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務
②事務の概要	地方税法の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の適用を希望する者(以下「申請者」という。)が提出する特例申請書を収受・保管し、申請者の居住する市区町村にその情報を通知する。
③システムの名称	ワンストップ特例申請管理システム自治体マイページ、e-NINSHOオンライン申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
ワンストップ特例申請ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表24の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 実施する <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 企画課
②所属長の役職名	企画課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒402-8501 山梨県都留市上谷一丁目1番1号 都留市 総務部 総務課 行政防災室 法制広報担当 Tel:0554-43-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒402-8501 山梨県都留市上谷一丁目1番1号 都留市 総務部 企画課 ふるさと納税戦略室 Tel:0554-43-1111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 <input type="checkbox"/> 適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="radio"/>]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項を遵守している。住基ネット紹介によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> [<input type="checkbox"/> 十分に行っている] </div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> [2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] </div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発 </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> [<input type="checkbox"/> 十分である] </div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	管理システムにおいて、記録されている特定個人情報のうち業務上必要の内特定個人情報に、各業務担当者がアクセスできないように、アカウント管理を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	I.8.連絡先	〒402-8501 山梨県都留市上谷一丁目1番1号 都留市 総務部 企画課 政策担当 Tel:0554-43-1111(代表)	〒402-8501 山梨県都留市上谷一丁目1番1号 都留市 総務部 企画課 つる総合戦略室 ふるさと納税担当 Tel:0554-43-1111(代表)	事後	
令和3年10月1日	I.1.③システムの名称	ワンストップ特例申請情報システム(Excel)	マイナンバー管理システム LedgHome	事後	
令和3年10月1日	II.1対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和3年10月1日	II.1対象人数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日時点	令和3年10月1日 時点	事後	
令和3年10月1日	II.2取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年10月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	I.1.③システムの名称	マイナンバー管理システム LedgHome	マイナンバー管理システム LedgHome、e-NINSHOオンライン申請管理システム	事後	
令和5年4月1日	I.8.連絡先	〒402-8501 山梨県都留市上谷一丁目1番1号 都留市 総務部 企画課 つる総合戦略室 ふるさと納税担当 Tel:0554-43-1111(代表)	〒402-8501 山梨県都留市上谷一丁目1番1号 都留市 総務部 企画課 ふるさと納税戦略室 Tel:0554-43-1111(代表)	事後	
令和5年4月1日	II.1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	II.2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和8年3月13日	I.1.③システムの名称	ワンストップ特例申請管理システム motiONE	ワンストップ特例申請管理システム 自治体マイページ	事後	
令和8年3月13日	I.3 個人番号の利用	ワンストップ特例申請管理システム motiONE	ワンストップ特例申請管理システム 自治体マイページ	事後	
令和8年3月13日	II.1.対象人数 いつ時点の計数か	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第3項及び別表第一-16の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表24の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	
令和8年3月13日	II.1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和7年12月1日 時点	事後	
令和8年3月13日	IV.5提供・移転	未選択	提供・移転しない	事後	
令和8年3月13日	IV.6システムとの接続	未選択	接続しない	事後	
令和8年3月13日	IV.8人手を介在させる作業	—	十分である 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項を遵守している。住基ネット紹介によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。	事後	項目追加
令和8年3月13日	IV.11最も優先度が高い対策	—	2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策	事後	項目追加
令和8年3月13日	IV.11判断の根拠	—	管理システムにおいて、記録されている特定個人情報のうち業務上必要の内特定個人情報に、各業務担当者がアクセスできないように、アカウント管理を行っている。	事後	項目追加